

随意契約理由書

1 案件名称

財務会計システム及び人事給与システム維持管理業務

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

財務会計システム及び人事給与システムは、一部事務組合が特別地方公共団体として事業を実施するにあたり、独自に事業運営にかかる内部系システムの構築が必要となることから、財務会計業務については、予算編成から執行、決算等の業務を行うほか、複式簿記・発生主義の考え方を取り入れた新地方公会計方式（基準モデル）に対応する財務会計システムを構築し、また、人事給与業務については、一部事務組合の給与規定や昇給規定等を反映し、正しく給与等の計算や支払を行うほか、日々の出退勤管理や休暇管理等を正確かつ円滑に行うための人事給与システムを構築した。

本システムの整備にあたっては、システムの運用保守に係る費用の削減や職員の負担を軽減させるため、サーバ機器等ハードウェアを所有せず、必要となる各機能をサービスとして利用する形態を採用し、システム構築事業者を選定する総合評価一般競争入札においては、このサービス提供についても落札者決定基準の評価項目に含めて評価・選定しており、平成 25 年 9 月に日本電気株式会社を選定し、平成 26 年 9 月にシステムの構築が行われた。

引続き、一部事務組合の事業開始までの間、情報通信環境及びシステム機能のハードウェア及びソフトウェア等の維持管理やリリースされた財務会計システム及び人事給与システムのバージョンアップ、機能強化等の適用を行うことにより、最新のシステム環境を維持するとともに発注者の自主的な操作研修や動作確認に際し、操作方法の問合せや不具合の修正、対応方法の検討等を行う必要があることから、システムを構築した上記会社と特名随意契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部企画課経営改革担当（電話番号 06-6630-3183）

随意契約理由書

1 案件名称

平成26年度国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）連携事業に係る業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター

3 随意契約理由

本業務は、本市やUNEP/IETCが行う国際ワークショップ等で、アジア諸国等からの招へい者が、自国の環境分野における課題や戦略等を発表し、また、日本の参加企業との議論や意見交換を通じて、開発途上国へ環境技術やノウハウの移転等を行うとともに、日本企業の海外展開を促進するものであり、非定形的かつ創造力を要する業務であることから、競争入札に適しないと認められる。

このため、本業務の契約にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用することとし、環境局ホームページ上にて企画提案を募集、7月18日に外部の有識者による「平成26年度国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）連携事業に係る業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった1団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課 （電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設の運営においては、別表のショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のトヨタL&F近畿株式会社製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるトヨタL&F近畿株式会社に対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダー配置施設及び型式

| 施設名 | 型式 | 製造車体番号 |
|-------------------|-----------------|--------------|
| 舞洲容器包装プラスチック中継施設 | トヨタL&F(株) 4SD25 | 10371(舞洲1号) |
| | トヨタL&F(株) 4SD25 | 10372(舞洲2号) |
| 住之江容器包装プラスチック中継施設 | トヨタL&F(株) 4SD25 | 10369(住之江1号) |

【参考】労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダーとうについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)



随意契約理由書

1. 案件名称

鶴見工場用地測量登記業務委託

2. 契約の相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3. 随意契約理由

当該業務については、当局鶴見工場敷地内に存在する国有地（里道）について、国（近畿財務局所管）と境界確定を行い、当該地の表題登記を行うものである。

不動産の表示に関する登記は、土地や家屋について必要な調査を行い、または測量した結果を前提として行うものであり、その土地について、権利の客体として適格かどうかを、民法、不動産登記法等に照らし、法律的に判断する能力が必要となる。このような専門職の国家資格者として認められているのが土地家屋調査士である。嘱託登記業務では、土地の境界や沿革等を綿密に調査した上でないと正確な業務量の把握が困難であり、種々の資料調査、現地調査、官民境界、民々境界等の立会、測量を行い、初めて具体的に処理すべき作業の内容や数量が定まる特殊な業務であり、専門知識が必要である。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その専門的な能力を結合して官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な実施に寄与する目的で、土地家屋調査士法第63条により設立された唯一の公益社団法人であり、登記に必要な調査若しくは測量作業およびその登記の嘱託若しくは申請は、同法人の土地家屋調査士により適正かつ迅速な実施可能であることから、本市他局においても類似業務は、当該業務を一貫して行うことができる同法人と契約して実施している。

同法人は多くの加盟者を抱えており、膨大な事務量に対しても柔軟に組織的に対応することが出来ることはもちろん、法務局又は地方法務局長は業務の適正を確保するため必要と認めるときは業務状況を調査する権限を有する（同法施行規則第48条）など、業務の適正性が法的にも担保されていることから、本業務の執行に関する、経験、技術力、及び組織力を十分に有しており、これらの業務を、平成27年4月の一部事務組合事業開始までの、限られた期限内に実施することができる唯一の組織である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、本業務について同法人と特名契約を行います。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号 06-6630-3361）

受注
する

団
、(以
市監
督職
い。
する
やか
ばな

る報
争入

ご警

認め
ばあ
り変

そ

の
下

を
見

査

れ

全
員
尋

り
よ

:

随意契約理由書

1 案件名称

一部事務組合情報ネットワークシステムサービス利用

2 契約の相手方

株式会社 ケイ・オプティコム

3 随意契約理由

一部事務組合情報ネットワークシステムは、一部事務組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、Eメールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるものです。

本システムの整備にあたっては、システムの運用保守に係る費用の削減や職員の負担を軽減させるため、サーバ機器等ハードウェアを所有せず、必要となる各機能をサービスとして利用する形態を採用し、システム構築事業者を選定する総合評価一般競争入札においては、このサービス提供についても落札者決定基準の評価項目に含めて評価・選定しており、平成25年9月に株式会社ケイ・オプティコムを選定し、平成26年3月にシステムの構築が行われました。

現在、システムを維持管理するための契約を締結していますが、平成27年4月予定の一部事務組合の事業開始に向けた準備作業として、大阪市庁内情報ネットワークからのデータ移行や庁内情報利用パソコンの設定変更、一部事務組合のホームページ公開用サーバの提供とともに一部事務組合情報ネットワークシステムの運用保守が必要となることから、システムを構築し維持管理を行っている上記会社と特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部企画課経営改革担当（電話番号 06-6630-3183）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 26 年度 城北環境事業センター給湯用熱交換器性能点検業務委託

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

城北環境事業センター設置の給湯用熱交換器は、鶴見工場ごみ焼却余熱利用の一環で設置されたもので、鶴見工場焼却設備設置業者である日立造船株式会社が設計・施工したものである。

性能点検業務については本装置の有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには本装置を設計・施工した会社以外では技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、性能点検業務後の性能維持、作動状態に対して保証することができないことから、本性能点検業務に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2, 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地の運営においては、別表のショベルローダーにより、資源ごみの安定的な収集・輸送体制の構築並びに資源ごみ中継地の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のトヨタL&F近畿株式会社製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるトヨタL&F近畿株式会社に対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

随意契約理由書

1 案件名称

平成26年度 リフレうりわりエレベータ使用再開点検整備業務委託

2 契約相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 特名契約理由

リフレうりわりに設置されているエレベータは、平成23年3月末をもっての一時閉館に伴い休止を届け出ており、使用を休止して3年以上を経過している。エレベータは建築基準法に基づき国土交通大臣が定める資格を有する者に検査をさせて、特定行政庁に報告を行う必要があるため、公募貸付けに伴うエレベータの使用再開にあたり点検整備を行うものである。

なお、設置業者によりそれぞれ異なる構造及び部品構成のエレベータの保守は、設備構造・特異性を熟知した設置業者でなければできないため、リフレうりわりに設置のエレベータについては当該エレベータの設置業者である日本エレベーター製造株式会社以外ではできず、また実施責任の一元化、整備部品調達的面からも他業者では不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部建設企画課（電話番号 06-6630-3384）